

国立大学法人和歌山大学における大型設備の調達に係る仕様策定等  
に関する取扱規程

制 定 平成 3年11月22日

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における大型設備の調達に係る仕様策定等を行う場合の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部等、基幹、機構、附属機関及び事務局をいう。

(2) 「大型設備の調達」とは、政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。

(仕様策定委員会)

第3条 部局において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定の組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

2 仕様策定委員会は、4名以上の委員をもつて組織することとし、その委員は学長が委嘱する。この場合において、学長は、必要に応じ、設備を調達しようとする当該部局（所掌事務）の課長等を委員に委嘱するものとする。

3 学長は、必要に応じ、調達部局以外の部局の職員に委員を委嘱することができる。

4 学長が必要と認めた場合は、他大学等に所属する職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得なければならない。

5 学長は、委員の委嘱に当たっては、別紙第1号様式により委員の任務を明らかにして行うものとする。

6 仕様策定委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(仕様策定委員会の任務)

第4条 仕様策定委員会は、仕様の策定に当たり、次の各号に掲げる事項について専門的観点から調査・検討するものとする。

(1) 設備の機能及び性能等に関すること

(2) 設備に関する関係資料等の収集に関すること

(3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項

2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。

3 仕様内容は、教育研究上の必要性に配慮しつつ、可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。

4 仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して、公平に説明会を開くことなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。

## 大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程

5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、学長の承認を得るものとする。

6 仕様策定委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。  
(仕様策定の報告)

第5条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して、学長に報告するものとする。

(技術審査職員)

第6条 契約担当役は、技術審査を行う職員（以下「技術審査職員」という。）を命ずるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。

2 契約担当役が必要と認めた場合は、技術審査職員に他大学等の職員を委任することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。

3 技術審査職員には、複数の者を命ずるものとする。

4 技術審査職員と仕様策定委員は、可能な限り重任しないものとする。

(技術審査)

第7条 技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき技術審査を行うものとし、必要に応じ応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

(技術審査の報告)

第8条 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前条第2項に規定する応札仕様の一覧表等を添付し、契約担当役に報告するものとする

(技術審査結果の通知)

第9条 契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対して、別紙第2号様式により理由を付して、その旨通知するものとする。

(事務)

第10条 仕様策定委員会に関する事務は、財務課において行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成3年11月22日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月5日一部改正）

この改正規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第135号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第413号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第522号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第694号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第773号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第826号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1070号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1286号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2570号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程

第1号様式

委 嘱 状

年 月 日

官職

氏名

様

学長

(公印省略)

あなたを、下記のとおり仕様策定委員として委嘱します。

記

- |   |
|---|
| <p>1 事務の範囲<br/>〇〇〇〇の調達に係る仕様策定</p> <p>2 遵守事項<br/>仕様策定に当たっては、「国立大学法人和歌山大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規程」第4条及び第5条の規定を遵守すること。</p> <p>3 任期<br/>〇〇年〇〇月〇〇日から仕様を策定し学長に報告するまでの間</p> |
|---|

第2号様式

技術審査結果について

年 月 日

業者名

代表者名

様

契約担当役

国立大学法人和歌山大学

理事

年 月 日に入札公告した「  
」の調達に係る貴社の「  
」に  
ついては、技術審査の結果、下記の理由により本学が提示した仕様を満たしておらず不採用  
となりましたので、その旨お知らせします。

記

(理由)